

## 京都市体育館のネーミングライツ契約事業者の公募結果について

本市では、市民や事業者の皆様の支援により施設の魅力を高めるとともに、本市の新たな財源を確保し、もって社会貢献の促進及び本市財政の健全化に寄与するため、ネーミングライツの導入を推進しています。

この度、京都市体育館について、ネーミングライツ契約の相手方となる事業者の公募を実施しましたので、その結果について御報告いたします。

## 1 公募結果について

応募事業者なし

## 【参考：募集概要】

## 1 募集期間

令和4年3月22日（火）から同年4月28日（木）まで

## 2 ネーミングライツ付与必要事項

## (1) 対象施設の概要

ア 公の施設の名称	京都市体育館
イ 所在地	京都市右京区西京極新明町1番地（別紙参照）
ウ 構造及び面積	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造り3階建て 1棟 建築面積 5,416㎡ 延べ床面積 8,112㎡
エ 設備	体育室 60m×40m 附属設備（放送室、医務室、役員室、会議室、更衣室、温水シャワー室等）
オ 設置目的	スポーツのための施設の提供 スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供
カ 開設年月	昭和38年5月
キ 利用状況	令和2年度 利用率63.0%
ク 供用時間	午前8時から午後10時まで
ケ 収容人員	2,500人

## (2) 募集方法

公募

(3) 予定価格

年間2, 500万円(税込)以上とし、対価は金銭、金銭及び金銭以外、金銭以外のいずれかとし、金銭以外のものについては金銭に換算した時の相当額とする。

(4) 契約期間

3年以上10年以内

(5) 選定方法

京都市ネーミングライツ審査委員会の審査結果を踏まえ、契約候補事業者を選定

<京都市ネーミングライツ審査委員会委員> (敬称略)

氏名	区分	職名等
佐藤 陽子	委員長	公認会計士
舟越 一郎	委員	京都市立芸術大学美術学部教授
藤野 正弘	委員	市民公募委員
柴山 薫	特別委員	公益財団法人京都市スポーツ協会専務理事
廣田 敬二	特別委員	西京極総合運動公園連絡協議会会長
松永 敬子	特別委員	京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議(スポーツリエゾン京都)委員長 龍谷大学経営学部スポーツサイエンスコース教授

※特別委員は、対象案件ごとに委嘱

3 その他公募条件等

(1) 通称に関する条件

- ア 体育館の通称として誰もが理解できるものとする
- イ 大規模大会から市民の身近なスポーツの場として、多くの方々に利用されていることを踏まえ、「京都」を含む通称とすること
- ウ 募集の趣旨に照らし、通称変更を求める場合があること
- エ 和文以外の表記、ロゴについては別途協議とすること
- オ 原則として、契約期間内の通称変更はできないこと
- カ 公序良俗に反する等、社会的に批判を受けるものは通称として使用できないこと

(2) ネーミングライツ契約事業者への特典例

施設通称看板掲出権

- 駐車場前1階出入口部分 1箇所
- 体育室内 4箇所
- 京都市体育館建物北側・南側 各1箇所 など

※ 詳細は別途協議のうえ決定

京都市体育館位置図

